

正伝総合空手道松門会大会審判規定（解説）

H26.5 現在

（試合する者）

第 4 条 2. 組手の試合

- ① 試合者は松門会指定のスーパーセーフ等の面・胴の安全防具と、脛あてサポーター（足の甲もカバーするもの）、拳には、拳サポーター又はパンチンググローブを着用すること。

【解説】

拳には、オープンフィンガーも認める。拳サポーター、パンチンググローブのサイズをイメージし、それ以上大きなもの（拳の正面のクッションは厚くても良いが、横幅など、拳全体が大きくなるものは不可。）にならないようにすること。

- ③ コートには面・胴を用意するが、同等のものであれば個人の防具の使用を認める。

【解説】

安全性を考慮し次の防具の使用を認める。

- | | |
|-------------|---|
| ・ イサミ | 面 Z-100 スーパーセーフ面
胴 CHI-10 リバーシブルチェストプロテクター |
| ・ マーシャルワールド | 面 HGKP3 Kプロテクターヘッドガード
胴 BPHD 軽量ハードボディープロテクター |

（審判員及び監査役）

第 5 条 1. 服装

- ① 空手着を着用すること。

【解説】

現段階では黒道着とするが、将来的には既定の服装（制服に指定したジャケット等）にしたいと考えている。

（試合の運行）

第 7 条 1. 型の試合

- ③ 主審の「型の名前」の合図により赤・白の順に型名を名乗り、更に「始め」の合図により演武を始める。対戦相手より早く終了した場合、開始線に正座をして相手の終わりを待つ。

【解説】

白は青の場合もある。

この条項以降の赤と白の記載については、同じく白は青の場合もある。

（試合の勝負）

第 8 条 2. 組手の試合

- ③ 延長戦においては、1 ポイント先取りとする。

但し、双方にポイントのないときには、本戦も含めた試合内容等を考慮し判定により勝ちを決める。引き分けはない。

【解説】

本線で同ポイントの場合は、試合内容の優劣は問わず必ず延長となる。

得点ボードは、警告等もクリアにし何もない状態から始める。

よって、延長戦でも得点による決着がつかなかった場合は、本戦も含めた試合内容

を考慮し、必ず判定による決着を付ける。

(禁止事項)

- 第 12 条 1. 禁止技（カテゴリー 1）と、禁止される行為（カテゴリー 2）があり、それぞれに懲罰が異なる。
2. 禁止技（カテゴリー 1）は下記事項とし、反則となる。但し、不可抗力や軽微な行為に対しては警告とする。
- ⑧上段へのバックハンド。

【解説】

バックハンドとは、後ろ回し蹴りの様に回転して後ろからの裏拳を言う。
バックハンドを使う者が、適当に振り回すケースが多く、首や後頭部に当たる事例が多いこと、又、攻撃者も肘を伸ばしたまま回しブロックされた場合にケガをする危険性が多いため、現在は上段への攻撃を禁止し中段のみを認める。
技術の向上に伴い、上段への攻撃も認めて行きたい方向である。

(異議の申し立て)

- 第 19 条 2. 審判員の判定が明らかに試合審判規定に違反をしていると思われるときは、試合終了後直ちに試合者所属の責任者を通して、監査役に対して異議の申し立てを行うことができる。
3. 試合運営上に問題があった場合は、監査（監査がない場合は主審）はこれを解決し不正をたす。

【解説】

例として、試合後に対戦相手の間違いや学年の間違いが発生し、改めてやり直しがある場合は、双方の道場主や父兄に確認をとること。